

## 付 議 第 6 号

### 高知県文化財の指定に関する議案

高知県文化財保護条例（昭和 36 年高知県条例第 1 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり高知県の文化財として指定することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 36 号の規定により議決を求めます。

#### 高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。  
(36) 高知県文化財保護条例の規定により文化財を指定し、又は指定を解除すること。

(別紙)

「木造地蔵菩薩立像」を高知県保護有形文化財（彫刻）に指定

## 高知県保護有形文化財（彫刻）の指定

名 称	員 数	内 容	所 有 者 等
木造地蔵菩薩立像	一 輏	木造 寄木造 像高 169.3cm	宗教法人宝幢院 (管理団体： 香南市)

### (指定該当基準)

高知県保護有形文化財等の指定、選定及び認定の基準の定め（昭和51年3月31日教育長告示第1号）の

#### 1 高知県保護有形文化財指定基準

##### （1）絵画及び彫刻

ア 「各時代の遺品のうち製作優秀で高知県の文化史上貴重なもの」に該当

### (価値の説明)

作風および構造技法により鎌倉時代、13世紀後半頃の作とみられる。

この仏像は、現在、香南市香我美町上分堀ノ内（小字安養寺）にある地蔵堂の本尊として安置され、地区民によって守られている。

地蔵堂はもと同町山南の川内山徳泉寺にあったもので、廢仏毀釈によって同寺が明治4年廃寺となった後も暫く同地にあったが、同42年に同町岸本にある宝幢院の境外地である現在地に仏像と共に遷され、再建されたものである。

川内山徳泉寺の創建は古く、五台山竹林寺の末寺として隆盛を誇ったと伝えられ長宗我部地検帳の中にも記述が見られる。

本像の材質はヒノキ材で、製作手法は、平安時代の中期から始まった寄木造で製作されている。頭部は前後二つの部材で、体幹部は前面左右、後の3つの部材でできている。また手足、台座も別の部材でできている。

〔寄木造り：頭部・胴身部からなる主要部を二材以上の木を寄せ合わせて造るもの。〕

〔一木造り：本体である頭部と胴体を1本の木から彫りだすもの。〕

本像の特徴としては、目は鎌倉期以降の仏像に多く見られる、玉眼を用いた手法で製作されている。唇は、平安期のものと比較すると少し小さめで、お顔全体として人間的で端整なつくりとなっている。体幹部は地蔵菩薩像によく見られるような平面的なつくりではなく立体的で、衣も流れるように製作されており、また、手先足先の彫りも非常に写実的である。全体として造りが非常に良く、保存状態も良好であり、また平安時代の貴族的で美しく優しいとされる仏像に対して、写実的で人間的な鎌倉仏の特徴がよくあらわされている。

〔 玉眼：目の部分をほりぬき、そこに水晶をはめ込んだ目 〕

〔 彫眼：顔面に彫りこんだ目 〕

仏師は不明だが、中央の仏師あるいは地方の仏師でも相当力量の高い仏師が彫ったものと言える。鎌倉時代の仏像は体内に銘を記す場合が多いため、今後解体修理が行われればその際に、仏師がわかる可能性がある。

なお、袖口などは明治の頃に修理されたと思われるが、大変上手に修理がなされており、地域で大切にされてきたことが想像される。

以上のことから、鎌倉期の寄木造の代表的な作品として高知県保護有形文化財としての価値あるものと思われる。なお、県内で等身大の木造地蔵菩薩立像で国・県の文化財として指定を受けたものは無い。

22文審第1号

平成23年2月7日

高知県教育委員会様



平成23年2月7日付け22高文財第680号で諮問のあった下記の指定について  
は、適当であるとの結論を得たので、答申します。

記

文化財の名称	指定等の内容
木造地蔵菩薩立像（一軀）	高知県保護有形文化財（彫刻）の指定

別記第1号様式（第2条関係）

平成22年8月26日

高知県教育委員会 様

申請者住所 香南市香我美町岸本940

氏名 宗教法人宝幢院 代表役員 松浦圓



所有者住所

氏名 同上

占有者住所 香南市香我美町上分2073

氏名 安養寺管理者代表 山本 実



高知県保護文化財指定申請書

下記の文化財を高知県保護文化財に指定してくださるよう申請します。

記

1 名称及び員数 木造地蔵菩薩立像 一軀

2 所在の場所 香南市香我美町上分掘ノ内3689-1番地

3 製作の年代及び作者 鎌倉時代

4 素材 ヒノキ材 寄木造

5 その他参考となるべき事項

別紙のとおり

## 木造地蔵菩薩立像の概要

○名称：木造地蔵菩薩立像

○物件所在地：香南市香我美町上分堀ノ内 3689-1 地蔵堂内

○所有者：宗教法人 宝幢院

香南市香我美町岸本940

○占有者：安養寺管理者

香南市香我美町上分

○安養寺地蔵堂の由来

地蔵堂に関する開基縁起は未詳であるが、長宗我部地検帳（天正16年・1588年）に地蔵院の記述がみられる。五台山竹林寺の末寺として、香美郡山南村川内の地に川内山徳泉寺地蔵院としてあったが、明治4年に廃寺となる。

明治42年、宝幢院の境外地である、香美郡山南村上分堀之内小字安養寺3689番に地蔵堂を再建し今日に至っている。

○仏像所見：

材質構造は檜材、寄木造り、水晶の玉眼、内剃り。写実的な人間らしさを示す端整な面相、両耳に環孔、白毫を嵌入し、三道を刻む。目が少し大きく開き横長、小さめの唇、衣が躍動的で写実的（鎌倉仏の特徴）。頭部と体部は別材で、頭部は前後三材矧ぎ、体部は前後三材矧ぎ、両手首先と両足先も別材。仕上げ、仏像全体の造りも良く、保存状態も良好である。

作風および構造技法により鎌倉時代、13世紀後半頃の作とみられる。

県内で国及び県の指定を受けている仏像において、等身大の地蔵菩薩立像はなく、また、衣などのつくりも良く、表情も端整であり、鎌倉時代の寄木造りの代表的な作品として、高知県保護有形文化財として価値あるものと思われる。

## ○木造地蔵菩薩立像 一軀

香南市香我美町上分堀ノ内 地蔵堂

像高 一六九・三センチ

### 鎌倉時代

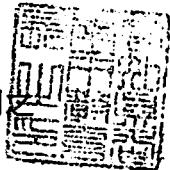
ヒノキ材、寄木造、玉眼の像で、内割りを施す。円頂、髪際線をあらわす。白毫相、耳朶環状貫通、三道をあらわす。内衣、覆肩衣、袈裟、裳をつける。内衣は右衽に打合わせる。覆肩衣は右肩から右腕にかかり、右脇腹で袈裟にたくし込まれて一旦たるみ裏をみせる。袈裟は偏袒右肩につけ、右肩に少しかかってたるみ、右腋下から腹前にもわし左胸前で紐で吊り、端を左前脇部にかける。裳は正面中央で右前に打合せれる。右手を垂下して軽くまげて腰脇に錫杖（後補）をとり、左手はまげて前方に上げて掌を上にして宝珠をとつて立つ。木寄せは、頭部は前後三材矧ぎで三道下で体部に挿し込み、体部は前後左右三材矧ぎとし、両肩先に縦材を矧ぎ、両手肘から垂下する衣も含めて縦材を、更に衣先を矧ぎつけ右手前脇部と両手先は別材とする。両足先別材。衣端には補修のあとがみられる。

各矧ぎ目が弛み、裳裾の一部は外れかかっている。

22 香南生発第 237 号  
平成 22 年 9 月 1 日

高知県教育長 中澤卓史 様

香南市教育長 別役朋



木造地蔵菩薩立像一軀（香我美町上分堀ノ内地蔵堂）の  
高知県保護有形文化財指定についての意見書

宗教法人宝幢院代表役員松浦圓乗氏より高知県保護有形文化財指定の申請が  
出されております。「木造地蔵菩薩立像一軀（香我美町上分堀ノ内地蔵堂）」に  
つきまして、有形文化財としての価値があるものと認め、高知県保護有形文化  
財として指定くださるようお願いします。

平成 22 年 8 月 26 日

高知県教育委員会 様

管理者住所 高知県香南市野市町西野 2706  
氏名 香南市長 仙頭 義寛



### 管理団体指定同意書

下記の高知県保護有形文化財の管理団体に指定されることについて同意します。

記

物件の名称：木造地蔵菩薩立像一軀

物件の所在地：香南市香我美町上分掘ノ内 3689-1 地蔵堂

平成22年8月12日

高知県教育委員会 様

高知県香南市香我美町岸本940  
宗教法人 宝幢院  
住所 代表役員 松浦圓乘  
氏名 TEL0887-54-2831  
FAX0887-54-2734



### 文化財指定同意書

下記の文化財が高知県有形文化財に指定されること及び香南市を管理団体とすることについて同意します。

記

指定物件の名称：木造地蔵菩薩立像 一軀

指定物件の所在地：香南市香我美町上分堀ノ内 地蔵堂 3689-1 香地

平成22年 8月25日

高知県教育委員会 様

高知県香南市香我美町上分2073  
住 所 宮養寺管理若代表  
氏 名 三木 実本

### 文化財指定同意書

下記の文化財が高知県有形文化財に指定されること及び香南市を管理団体とすることについて同意します。

記

指定物件の名称：木造地蔵菩薩立像 一軀

指定物件の所在地：香南市香我美町上分堀ノ内 地蔵堂 3689-1番地

